

令和5年度(2023年度)鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会 概要

【日時】 令和6年1月11日(木) 午前10時00分から11時20分まで

【場所】 鎌倉生涯学習センター 第5集会室

【委員】 岡 彩絵 (鎌倉市PTA連絡協議会 会計)

櫻井 博美 (鎌倉市教育委員会教育センター スクールソーシャルワーカー)

山本 彩 (神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 スーパーバイザー)

園田 光明 (鎌倉警察署 生活安全課長)

吉野 憲司 (大船警察署 生活安全課長)

坂井 泰雄 (市立小学校長会 代表)

池田 吉伸 (市立中学校長会 代表)

矢作 拓 (地域共生課 担当課長)

瀬谷 公重 (こども相談課長)

小林 瑞幸 (青少年課長)

【次第及び内容】

1 開会

2 教育指導課長あいさつ

3 委員自己紹介、会長選出

会長：池田 吉伸委員、新井 (地域共生課 矢作委員の代理)、小林委員欠席

4 報告・協議等

(1) 連絡協議会の扱いと会議録について

- 会議は、原則公開。
- 署名委員は、櫻井委員、坂井委員

(2) 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等

- 「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の報告等について委員からの主な質問

Q いじめの発見のきっかけについて、学校の教職員以外からの情報により発見とあるが、具体的には誰からか。

A 表中に内訳が示してあり、そちらを見ていただきたい。

Q 暴力行為が増えている。いじめの態様にも暴力的なものもある。違いがあれば教えてほしい。

A 暴力行為については、特定の児童・生徒が複数回行っているものがあり、件数が増えている。関係機関と連携して支援している。また、いじめについて、重なる部分も考えられるがそれぞれ別で計上している。

Q いじめの解消について、小学校や中学校で違いがあるか。

A 小学校では、昨年度から児童支援専任教諭を配置している。いじめの解消や不登校児童が指導の結果登校できるようになった数に大きな影響を与えていると分析している。

Q 中学校には、児童支援専任教諭のような先生はいるのか。

A 中学校には以前から、生徒指導担当教諭がいる。

(3) いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

➤ 各機関の業務や活動内容、いじめ防止に関わる取組、情報提供

- ・学校のケースには SSW や SC が入っている。SC は週 1 回。中学校大規模校は 2 名。小学校は教育相談員が月 2 回の巡回相談。相談の中で、家庭的に環境的に大変な様子を把握しやすくなり、連携ができています。要望を受けて、SSW 動いている。教育相談員が、児童支援専任、生徒指導担当と連携していじめ問題に対応している。
- ・児童相談所は、いじめの相談はあまりない。虐待のカテゴリーの中で、いじめが背景のものもある。加害の親や被害の親がケアのため、心理相談的に関わることはある。虐待は背景が複雑である。家庭内での様々な問題、学校内の友人関係、についてそれぞれ対応している。
- ・いじめに係る事件事故の件数の把握はない。学校とは定期的に情報交換している。警察ではスクールサポーターを中心に情報収集。各家庭への警察相談も受けている。
- ・小学校では児童支援専任教諭、教育相談コーディネーターが中心になって対応している。
- ・いじめ相談窓口カードを配付している。ホームページでも相談窓口を紹介している。女性相談も行っており、世帯での問題がわかれば各機関と連携して対応している。
- ・子どもと家庭の相談室では、おもに不登校の相談を受けている。要因は学校だけでなく、家庭の問題もある。学校とも連携して動いている。家庭の問題が複雑化しており、精神疾患を抱えている両親も多くなっている。支援の難しさを痛感している。
- ・いじめについて扱っている事案はない。それに付随・防止する活動として、非行防止教室を実施している。また、スクールサポーターが各学校を支援している。非行防止教室は早い段階からやった方がよいと考えている。
- ・中学校では、学期に 1 回、教育相談・いじめアンケートをひとりひとりに実施している。ひやかしからかいは、見てわかる。最近は SNS などで把握しにくい。友達からの声もあるが、学校からは見えない部分もあり、注意していく必要がある。月に 1 回は、生徒指導担当が集まり、警察や児童相談所など、関係機関と話し合い、アドバイスももらっている。

(4) いじめ重大事態についての経過報告

(5) その他

5 その他

6 閉会